

平成30年度田子町若者定住移住就労者促進奨励金支給事業実施要綱

平成30年4月1日

訓令第 10 号

(目的)

第1条 この要綱は、田子町の定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、田子町内に居住して、町内外の職場に継続的に就労する定住移住者に対し奨励金を支給することについて、田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 継続的な就労

転職及び新規開業等をした場合も含み、3年間で27ヶ月以上の勤務の実態があり、以下に掲げる区分毎にその条件を満たし勤務の実態及び期間を証することができるもの。ただし、産休(産前・産後休暇)、他育児休業及び介護休暇は就労として扱うが、休職は就労しているとみなさない。なお、勤務の業種、業態、就労内容、勤務場所については問わないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業及び町長が公序良俗に反する理由から不相当と認める事業を営む者又はその事業に従事する場合は就労から除くものとする。

ア 自営業者・個人事業主等

自営業者又は個人事業主等にあつては、労働者災害補償保険の特別加入がなされていること又はそれに準ずる公的労働保険制度に加入していること並びに所得税の確定申告を行っていること。

イ 就労者・雇用者等

就労者・雇用者等にあつては、所定労働時間が1週間30時間以上かつ1ヶ月120時間以上であつて、雇用保険被保険者となっていること。

(2) 定住就労者

平成26年4月1日を基準日にして、この日の前1年以降平成29年3月末日までに高校、専門学校、大学等を卒業し又は中退等した後、基準日以降に町内外において継続的に就労してから3年以上を経過し、かつ、田子町に継続して3年以上住民登録をして居住の実態がある者で、これ以降も田子町に居住する見込みのある者。

(3) 移住就労者

平成26年4月1日を基準日にして、この日以降平成29年3月末日までに町外から田子町に転入し、継続して3年以上住民登録をして居住の実態があり、かつ、町内外において継続的に就労してから3年以上を経過した者で、これ以降も田子町に居住する見込みのある者。この場合において、任務又は研修期間等が定められて居住、就労する外国人は

除くものとする。

(4) 18歳までの子ども

申請日が属する当該年の1月1日現在で、18歳以下の就労をしていない高校生までの子ども又は養護学校、施設等に入所の子どもをいう。

(支給対象者)

第3条 この要綱による奨励金の支給対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者で第2項に掲げる就労及び第3項各号に掲げる年齢条件等を満たしている者とする。

- (1) 定住就労者又は移住就労者であって、勤務先で住民税の特別徴収を行っていること、又は申請人が所得税の確定申告を行っていること。
- (2) 申請人が田子町の全ての公租公課を支給の申請日において滞納していないこと。
- (3) 申請人及び同居する者の扶養の状況、公租公課の納付情報及び居住の実態を調査すること並びに継続的就労の把握のために必要な場合、就業先から就労に関する証明書を提出させることに同意できること。
- (4) 申請人及び同居する者のいずれかが公務員(国家公務員及び地方公務員における特別職、一般職)の正規職員でないこと。ただし、非常勤公務員、臨時的任用職員、任期付採用職員及び週勤務時間20時間未満等の非正規公務員は除く。
- (5) 広報たっこに支給の対象となった申請者等の氏名、居住行政区、住民となった日等を掲載することに同意できること。
- (6) 申請人及び同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 支給の申請日において過去3年間にわたり継続的な就労をしている者。

3 申請日が属する当該年の1月1日現在、50歳未満の者。ただし、田子町内在住の18歳までの子どもを扶養する者にあつては、年齢を問わずその対象とする。

(奨励金の額)

第4条 町長は、前条各項の規定を満たす支給対象者から奨励金の支給申請があつた場合、若者定住、移住促進奨励金として100,000円を支給するものとする。

2 前項の奨励金の支給は、同一人に対して1回限りとする。

(奨励金の支給申請)

第5条 奨励金を受けようとする者は、若者定住移住就労者促進奨励金支給事業支給申請書(様式第1号)及び定住誓約書(様式第2号)に、自営業者又は個人事業主等にあつては、労働者災害補償保険の特別加入証明書又は他の公的労働保険制度の加入証明書の写し、所得税の確定申告書の写し、申請日における申請人の住民票謄本及び田子町の完納証明書(様式第3号)を、就労者・雇用者等にあつては、雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し、給与所得の源泉徴収票の写し、申請日における申請人の住民票謄本及び田子町の完納証明書(様式第3号)を添付して、奨励金支給対象となつた日から起算して6ヶ月以内または属する年度内に町長に提出しなければならない。

なお、自営業者又は個人事業主等にあつてその事業内容や継続的な就労の実態が不明と町長が判断した場合は、別途事業の実態及び就労状況を詳細に記した証明書(様式任意)の提出を求めるほか必要な調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定による各添付書類は、過去3年間の継続的な就労を証するものでなくてはならない。

3 第1項の規定に基づく支給申請は、平成33年3月末日をもって受理を終了する。

(奨励金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による支給申請書の提出があったときは、内容を審査し、支給対象に適合していると認められたときは、奨励金額を明記した田子町若者定住移住就労者促進奨励金支給決定書(様式第4号)を、適合しない場合は、その理由を明記した田子町若者定住移住就労者促進奨励金支給事業奨励金不支給通知書(様式第5号)を、当該申請者に交付するものとする。

(奨励金の支給方法)

第7条 第4条に規定する奨励金の支給は、田子町若者定住移住就労者促進奨励金支給決定書を交付した後40日以内に行うものとする。

2 奨励金は、現金でもって直接支給決定者に支給できるものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、支給決定者が、虚偽等により不当に奨励金の支給を受けた場合は、奨励金の全額の返還を命ずるものとする。

2 第5条第1項の規定による定住誓約にかかわらず、奨励金の支給を受けた後5年以内に田子町から転出した場合、やむを得ない事情を除き奨励金の変換を求めることができるものとする。

(他の助成等との重複交付)

第9条 本要綱による支給事業奨励金の支給については、他の移住定住促進対策、子育て支援対策、就労支援対策等の助成金等との重複交付を妨げないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 平成29年度田子町若者定住移住就労者促進奨励金支給事業実施要綱(平成29年4月1日訓令第14号)は廃止する。